

浜松市公告第308号

浜松市の物品購入等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。

令和3年3月9日

浜松市長 鈴木 康友

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 高反応消石灰の単価契約について【南清掃事業所】
(課名 南清掃事業所 番号 2020032241)
- (2) 予定数量 458,000kg
- (3) 納入期限 令和3年4月1日から 令和4年3月31日
- (4) 納入場所 南清掃事業所
- (5) 調達物品の特性 仕様書のとおり

2 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮しての本件入札に係る特記事項

- (1) 納入遅延等に対する入札参加停止措置等の不適用
本件入札の落札者は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響（入札対象物品等を製造する工場等の休止又は製造規模縮小による遅延、流通停滞、落札者の事業所等の一時閉鎖、落札者従業員等の感染、落札者の判断による感染拡大防止のための営業中止又は勤務形態の変更等）により、入札対象物品の納入遅延その他契約の履行に支障が生じるとき又はそのおそれがあるときは、速やかに本市調達課へ申し出ること。
申出を受け、本市が納入遅延等を新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるものと認める場合は、落札者に対し、納入遅延等についての入札参加停止措置又は遅延損害金、違約金若しくは損害賠償の請求は行わないものとする。ただし、入札対象物品が、令和4年3月31日までに納入されないときは、本市は契約を解除するものとし、このときにおいて、本市は当該契約解除により落札者に生じた損失を負担しない。
納入遅延等により契約期間その他契約内容等を変更する必要があるときは、落札者と本市が協議して必要事項を定めるものとする。

- (2) 一部の入札書類についての押印省略
本件入札では、入札参加資格確認申請書、入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求書について、契約印（※）の押印省略を認める。ただし、入札書、委任状及び契約書の契約印の押印省略は認めない。

※ 本市の入札参加資格審査申請において使用印鑑として届け出した印をいう。

- (3) 入札書の提出方法の追加等
本件入札では、入札書の提出方法を、従来の「①入札執行日時に入札場所へ持参」しての提出に加え、「②調達課での事前提出」及び「③郵送等による提出」の2つの方法を認める。各提出方法の詳細は、別記の7で確認すること。また、その他の提出書類も持参以外の提出方法を認めるので、各項で確認すること。

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市告示第390号）の規定により、令和元・2年度の競争入札参加資格（物品 業種分類 2041 工業薬品・試薬）の認定を受けているものであること。
- (3) 浜松市内に本店を有するものであること。
- (4) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこ

と。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

4 一般競争入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）（以下「確認申請書」という。）を別記の1により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は別記の2により文書で通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の3によりその理由について説明を求められることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。
- (3) 参加資格がないと認められた者及び別記の1の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

5 契約書案、入札心得及び仕様書等について

- (1) 契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等（以下「仕様書等」という。）は、別記の4により閲覧及び提供をする。
- (2) 仕様書等に対する質問書は、別記の5により提出すること。
- (3) (2)の質問に対する回答は、別記の5により入札執行日の前3日間浜松市役所調達課において閲覧に供するとともに入札に参加するすべての者に質問に対する回答書を提供する。

6 説明会の日時及び場所等

説明会は、行わない。

7 一般競争入札執行の日時及び場所等

一般競争入札は、別記の7により執行する。

8 入札方法等

- (1) 本案件は高反応消石灰の購入について単価契約を行うものである。入札書に1kgあたりの単価（税抜き）を記載すること。なお、単価で小数点以下が発生する場合は、小数点第2位まで記載すること。
- (2) 契約担当課が求めた場合には、第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した物品購入等内訳書を提出すること。
なお、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務生じるものではない。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 1回目の入札で落札者がいない場合には2回目の入札を実施するが、事前提出及び郵送等による提出による入札者は、2回目の入札に参加できない。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

9 入札保証金

この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札
- (2) 仕様書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (3) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後入札執行時点において2に掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

11 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

12 開庁時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

13 入札及び契約担当課

〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2

浜松市役所財務部 調達課物品購入グループ

電話 053-457-2171

FAX 050-3730-3713

E-mail tyotatubuppin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

【 別 記 】

1 一般競争入札参加資格確認申請書

- (1) 提出方法 持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。
- (2) 受付期間 令和3年3月10日（水）から 令和3年3月17日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）
（持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。）
- (3) 提出先 浜松市役所財務部 調達課 053-457-2171
- (4) 様式 市長が定める様式とする。
- (5) その他
 - ア 入札参加資格確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①調達課で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。）を記載すること。なお、郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、84円切手を貼った返信用封筒を添付すること。
 - イ 入札参加資格確認申請書に、入札書の提出方法の予定（①入札日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は別記の7に記載のとおり。）を記載すること。なお、入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、調達課へ連絡すること。

2 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

- (1) 通知方法
次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。
 - ア 調達課で受け取り
 - イ 郵送 （※郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、84円切手を貼った返信用封筒を添付すること。）
 - ウ 電子メール （※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを入札参加資格確認申請書に記載すること。）
- (2) 確認結果の通知日
 - ア 調達課で受け取りの場合
令和3年3月19日（金）午後1時から令和3年3月24日（水）までの間に、調達課で受け取ること。（12項に記載する開庁時間内に限る。）
 - イ 郵送又は電子メールの場合
令和3年3月19日（金）までに発送又は発信する。

3 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求めることができる。

- (1) 要求方法
要求期限までに文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。
- (2) 要求期限
令和3年3月23日（火）午後5時まで（提出先に必着）
（持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。）
- (3) 提出先
浜松市役所財務部 調達課

- (4) 様式
任意の様式を用いること。
- (5) 要求への回答
理由説明要求に対する本市の回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

4 仕様書等の閲覧及び提供

- (1) 提供方法
 - ア 調達課で配布 (1者につき1部。無料。)
 - イ 電子メールで送信 (送信希望者は、調達課に依頼すること。)
- (2) 提供期間
令和3年3月9日(火)から令和3年3月24日(水)まで
(配布又は貸し出しは、12項に記載する開庁時間内に限る。)

5 仕様書等に対する質問

- (1) 質問方法
質疑応答書を持参、郵送等(一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。)、FAX又は電子メールで提出すること。
- (2) 質問期限
令和3年3月17日(水)午後5時まで(提出先に必着)
(持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。)
- (3) 提出先
浜松市役所財務部 調達課
- (4) 様式
本市が指定する様式を用いること。
- (5) 質問に対する回答
質問に対する回答は、令和3年3月22日(月)から調達課において閲覧に供するとともに入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

6 入札執行日時等

- (1) 日 時 令和3年3月25日(木)午前9時30分
- (2) 場 所 浜松市役所財務部 調達課 入札室

7 入札書の提出方法

- (1) 提出方法
次のいずれかの方法により提出すること。
 - ア 入札執行日時に入札場所へ持参
 - イ 受領期間内に調達課へ持参(以下「事前提出」という。)
 - ウ 受領期限までに調達課へ郵送等(一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。)
- (2) 事前提出の場合の受領期間及び提出先等
 - ア 受領期間 令和3年3月19日(金)から令和3年3月24日(水)まで
(12項に記載する開庁時間内に限る。)
 - イ 提出先 浜松市役所財務部 調達課
 - ウ その他 別紙「入札(見積合せ)の注意事項(物品購入用)」に従い、提出すること。
- (3) 郵送等による入札書の受領期限及び送付先等
 - ア 受領期限 令和3年3月24日(水)午後5時まで(送付先に必着)
いかなる理由であっても受領期限に遅れたときは、当該入札書は無効と

する。

イ 送付先 浜松市役所財務部 調達課（13項に記載のとおり。）

ウ その他 別紙「入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）」に従い、提出すること。

（4） 提出方法の予定の変更及び提出の取りやめ

入札参加資格確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、調達課へ連絡すること。

仕 様 書

契約No	件名	2020032241	高反応消石灰の単価契約について【南清掃事業所】
業 種	2041工業薬品・試薬		
契約期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日		
納入場所	環境部南清掃事業所 浜松市南区江之島町1715番地		
目 的	南清掃事業所の焼却施設における、排ガス処理用高反応消石灰を購入するもの。		
品名規格	① 高反応消石灰 別紙仕様書のとおり		
数 量	①458,000kg(予定数量)		
同等品	<p style="text-align: center;">可 ただし、別紙仕様書の4銘柄のうち1銘柄とする。</p> <p style="text-align: center;">-----</p> <p style="text-align: center;">(定義)同等品とは、基本的に金額・品質共に同等以上の製品をいう。</p>		
同等品と認めるもの	別紙仕様書のとおり		
条 件 及び 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙仕様書のとおり 		
お問い合わせ先	南清掃事業所 総務グループ		担当 中山
	TEL: 425-3680		FAX: 427-0006

高反応消石灰購入仕様書

南清掃事業所の焼却施設における、排ガス処理用高反応消石灰の購入仕様

1 品 名

南清掃事業所へ納入された実績により、当施設に於いての使用に問題は発生していない以下の4製品のうち1製品

ファインカルクSP	河合石灰工業(株) 製
ユーエスライムNH	上田石灰製造(株) 製
カルミューメソックス	吉澤石灰工業(株) 製
カルクリスタ	(株)タクマテクノス製

2 性能及び性状

- (1) 主タンク内及び輸送管内において滞留することなく流動性が適切に確保されるものであること。
- (2) 特殊反応助剤（タクロンL）との整合性が適切に図られるものであること。
- (3) 既設のバグフィルター（特殊ガラス繊維二重織りろ布 KS-4325 ST-4）により適確に捕捉されるものであること。
- (4) 既設のバグフィルターの逆洗パルスにより適確に剥離し、バグフィルターのろ過性能を阻害するものでないこと。
- (5) 南清掃事業所における通常の焼却業務範囲の中で、ごみ1tあたりの使用量は概ね5kg以下を保持し、超えたときは、「4 性能確認」により処理する。

3 安全性

- (1) 高反応消石灰は、ごみ焼却に伴って発生する塩化水素や硫黄酸化物などの酸性ガスを中和処理するために用いるものであって、使用に伴い他の有害ガスを発生するものでないこと。
- (2) 薬品は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（「化審法」という）」に基づく手続きが終了していること。また、新規化学物質については、同法第4条第1項または第2項の規定に基づく判定結果に関する書類を提出すること。
なお、本書類の提出ができない場合は、理由書を付して説明すること。
指定化学物質については、指定化学物質製造（輸入）届出書の写しを提出すること。

4 性能確認

使用の結果、令和2年度使用薬剤のごみ1tあたりの使用量、SO_x除去性能を基準として数値が大きく逸脱する場合は、本市並びに落札者の両者において原因を確認するとともに、原因が薬剤に起因すると確認された場合は、落札者の責任において直ちに対策を講ずること。

対策の結果、顕著な改善がみられない場合は、本市の指示に従うものとする。

5 納入に係る諸条件

(1) 薬剤の性質が原因で下記の事故等が起こらない製品であること。

- ① 有害ガス発生による中毒や爆発事故等
- ② 薬剤タンク、切出装置、輸送パイプ等におけるスケールの生成及び閉塞
- ③ 悪臭による作業環境の悪化
- ④ タンク等に残留する薬剤との混合による、品質、性能等への影響

※ 万一、上記の事由が発生した場合は、必要とされる措置を講ずること。

(2) 薬剤の納入にあたっては、落札業者担当及び本市職員の立会いのもと実施すること。

(3) 納入薬剤に関し、化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針について（平成24年3月29日 基発0329第11号）に基づく製品安全データシート（SDS）を提出すること。

(4) 納入薬剤に関する安全性、有効性等に関する新たな情報、知見が判明した場合は、直ちに関係資料を提出すること。

(5) 本仕様性能基準が達成できなかった場合においては、すみやかに基準が達成できる別の薬剤を納入するものとする。

(6) 国、地方公共団体、公的研究機関等において、納入薬剤に使用されている物質に有害性が認められた場合は、薬剤の受領を中止する場合がある。

これに伴い納入済みで未使用部分についての回収及びタンク、管路等の洗浄については、すべて納入業者の負担で行なうこと。

(7) 本仕様書で記載した事項及び定めのない事項で疑義が生じた場合は、関係法令を含め担当者と協議して決定することとする。

(8) 当所設置の消石灰貯留タンクに納入対応可能なローリー車で納入すること。